

社 援 保 発 第 5 8 号

平成13年12月13日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

生活保護法による医療扶助における施術の給付について

標記について、生活保護法による医療扶助において生活保護受給者が生活保護の指定
施術機関又ははり・きゅう師において柔道整復、あん摩・マッサージ及びはり・きゅう
の給付を受けた場合の取扱いについては、昭和36年9月30日付社発第727号「生
活保護法による医療扶助運営要領について」及び昭和48年5月1日付社保第87号
「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」により取り扱っていた
いているところであります。

しかしながら、先般、一部の福祉事務所において、医師の同意が不要である場合につ
いても被保護者に対して事前の医療機関への受診を求める誤った取扱いがなされてい
たことから、あらためて、管内の実施機関に対し、施術（柔道整復、あん摩・マッサ
ージ及びはり・きゅう）の取扱いについて再確認していただくよう周知徹底をお願いいた
します。また、生活保護受給者に対しても、保護開始時にその取扱いを説明するなどし、
医療扶助の実施に遺憾なきを期されたい。